

熊本県在宅医療サポートセンターの指定及び運営要項

第1 目的

この要項は、居宅、介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、介護医療院、有料老人ホーム、その他療養生活を営むことができる場所において提供される医療（医療機関以外での医療）（以下「在宅医療」という。）の推進に向け、訪問診療等の提供量の増加に向けた取組みや入退院支援、日常の療養支援、急変時対応、看取り（人生の最終段階における意思決定支援を含む）等を促進することを目的に設置する熊本県在宅医療サポートセンター（以下「県サポートセンター」という。）の指定及びその運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 基本理念

県在宅医療サポートセンターは、各地域在宅医療サポートセンターと連携し、訪問診療等の提供量の増加に向けた取組みや入退院支援、日常の療養支援、急変時対応、看取り（人生の最終段階における意思決定支援を含む）等の充実を図るほか、医師等の人材育成、多職種及び市町村職員等向け研修、普及啓発など、全県的な施策を推進することとする。

第3 指定の要件

以下に定める要件すべてに該当する法人であって、知事が適当と認める場合に、県サポートセンターに指定する。

- (1) 在宅医療に関する十分な理解と熱意、県サポートセンター業務を遂行するために必要な体制を有する法人であること。
- (2) 医療機関や医師を対象とする人材育成等の事務を円滑に遂行できる知識や能力等を有する法人であること。
- (3) 県内の各郡市医師会等の医療や介護の関係団体、医療機関等の関係機関と良好な連携関係にあり、県サポートセンター業務の発展的な展開が見込まれる法人であること。

第4 申請

県サポートセンターの指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、熊本県在宅医療サポートセンター指定申請書（以下「申請書」という。）（様式第1号）に熊本県在宅医療サポートセンター事業計画書（様式第2号）を添えて、知事に申請するものとする。

第5 指定

知事は、県サポートセンターを指定する場合は、申請者に対し、熊本県在宅医療サポートセンター指定書（様式第3号）を交付するものとする。

第6 指定期間

指定期間は、知事が別に定める。

第7 変更届

指定機関の長は、申請書の記載事項に変更があった場合は、熊本県在宅医療サポートセンター申請事項変更届（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

第8 指定の辞退・取消し

1 辞退

指定機関の長は、指定を辞退する場合は、熊本県在宅医療サポートセンター辞退届（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

2 取消し

知事は、指定機関が第3に定める指定の要件を満たさなくなった場合、又は県サポートセンターの運営に重大な支障があると認めた場合は、指定を取り消すことができる。

この場合、熊本県在宅医療サポートセンター指定取消書（様式第6号）により指定機関の長に対し、通知するものとする。

第9 県サポートセンターの業務内容

(1) 熊本県在宅医療連合会の運営

熊本県在宅医療連合会で取り組む事業の企画・実施、連合会関係団体間の共通認識の形成、主体的な取組の促進のための会議を運営する。

(2) 地域サポートセンター連絡会議の運営

地域サポートセンターに関する情報共有や課題抽出、改善策の検討のための会議を運営する。

(3) 医師等を対象とする人材育成

医師等を対象に、在宅医療に必要な知識等を修得するための研修会等を開催する。

(4) 在宅医療に関する多職種及び市町村職員等向け研修・優良事業所の顕彰

在宅医療に関わる専門職、市町村・地域包括支援センター職員等を対象に、在宅医療に関する研修を実施する。

また、医療と介護が連携したサービスの向上に顕著な業績のある事業所を顕彰する。

(5) 在宅医療の普及啓発

在宅医療に関する県民の理解を推進するための普及啓発策を実施する。

(6) その他、在宅医療の充実に資する取組み

災害、感染症等の発生に備えた取組み（非常時にも適切に医療を提供するための体制構築に資する研修実施等）のほか、必要な取組みを実施する。

第10 事業計画

県サポートセンターは、第9に定める業務を実施しようとするときは、熊本県在宅医療サポートセンター事業計画書（様式第2号）を作成するものとする。

2 県サポートセンターは、前項の事業計画書を、第4に定める申請のときに知事に提出しなければならない。

第11 実績報告

県サポートセンターは、毎年度実施した業務の実績報告として、熊本県在宅医療サポートセンター事業実績報告書（様式第7号）を速やかに知事に提出するものとする。ただし、県から別に提出を求める文書で取組内容を確認できる場合は、当該文書の提出をもって実績報告に代えることができる。

第12 秘密の保持

県サポートセンターの職員は、在職中及びその職を離れた後も、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第13 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成30年7月31日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年（2021年）2月22日から施行し、令和3年度（2021年度）指定申請分から適用する。

附 則

この要項は、令和5年（2023年）12月26日から施行し、令和6年度（2024年度）指定申請分から適用する。

熊本県在宅医療サポートセンター指定申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者所在地

申請者名

熊本県在宅医療サポートセンターの指定及び運営要項第 4 に基づき、熊本県在宅医療サポートセンターの指定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

申請者名 _____

所在地 _____

熊本県在宅医療サポートセンター事業計画書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者所在地

申請者名

熊本県在宅医療サポートセンターの指定及び運営要項第4及び第10に基づき、事業計画書を次のとおり提出します。

1 在宅医療連合会の運営

年度	取組内容・実施時期等
年度	
年度	
年度	

2 地域在宅医療サポートセンター連絡会議の運営

年度	取組内容・実施時期等
年度	
年度	
年度	

3 医師を対象とする人材育成

年度	取組内容・実施時期等
年度	
年度	
年度	

4 在宅医療に関する多職種及び市町村職員等向け研修・優良事業所の顕彰

年度	取組内容・実施時期等
年度	
年度	
年度	

5 在宅医療の普及啓発

年度	取組内容・実施時期等
年度	
年度	
年度	

6 その他、在宅医療の充実に資する取組み

年度	取組内容・実施時期等
年度	
年度	
年度	

熊本県在宅医療サポートセンター指定書

認地第 号
年 月 日

指定機関の長 様

熊本県知事 印

熊本県在宅医療サポートセンターの指定及び運営要項第5に基づき、熊本県在宅医療サポートセンターとして下記のとおり指定します。

記

- 1 指定機関名
- 2 指定機関の所在地
- 3 指定期間 年 月 日から 年 月 日まで

熊本県在宅医療サポートセンター申請事項変更届

年 月 日

熊本県知事 様

指定機関所在地

指定機関（代表者）名

年 月 日付け認地第 号により指定を受けた熊本県在宅医療サポートセンターについては、申請事項に変更が生じたので、熊本県在宅医療サポートセンターの指定及び運営要項第7に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更事項

2 変更内容 変更前：

変更後：

3 変更年月日 年 月 日

4 変更理由

様式第5号

熊本県在宅医療サポートセンター辞退届

年 月 日

熊本県知事 様

指定機関所在地

指定機関（代表者）名

年 月 日付け認地第 号により指定を受けた熊本県在宅医療サポートセンターについては、指定を辞退したいので、熊本県在宅医療サポートセンターの指定及び運営要項第8の1に基づき、下記により届け出ます。

記

- 1 辞退年月日 年 月 日
- 2 辞退理由

熊本県在宅医療サポートセンター指定取消書

認地第 号
年 月 日

指定機関の長 様

熊本県知事

印

年 月 日付け認地第 号により指定した熊本県在宅医療サポートセンターについては、熊本県在宅医療サポートセンターの指定及び運営要項第8の2に基づき、下記により取り消します。

記

- 1 指定取り消し年月日 年 月 日
- 2 指定機関名称
- 3 指定機関所在地
- 4 取消理由

熊本県在宅医療サポートセンター事業実績報告書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者所在地

申請者名

熊本県在宅医療サポートセンターの指定及び運営要項第11に基づき、事業実績報告書を次のとおり提出します。

1 熊本県在宅医療連合会の運営

年度	取組内容・実施時期等
年度	

2 地域在宅医療サポートセンター連絡会議の運営

年度	取組内容・実施時期等
年度	

3 医師を対象とする人材育成

年度	取組内容・実施時期等
年度	

4 在宅医療に関する多職種及び市町村職員等向け研修・優良事業所の顕彰

年度	取組内容・実施時期等
年度	

5 在宅医療の普及啓発

年度	取組内容・実施時期等
年度	

6 その他、在宅医療の充実に資する取組み

年度	取組内容・実施時期等
年度	